

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（総務省）

制 度 名	通信業用設備等に係る法定耐用年数の短縮				
税 目	法人税・所得税				
要 望 の 内 容	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の改正による法定耐用年数の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 種類「器具及び備品」 構造又は用途「事務機器及び通信機器」 電話設備その他の通信機器のうち「その他のもの」：10 年→6 年 ○ 別表第二 機械及び装置の耐用年数表 設備の種類「通信業用設備」のうち「電気通信処理設備」：9 年→6 年 <table border="1" data-bbox="874 869 1490 1037" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">2 4 3 7 百万円 (ー 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	2 4 3 7 百万円 (ー 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	2 4 3 7 百万円 (ー 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 実態との乖離の是正 通信業用設備等（ルーター及びスイッチ）は技術革新の激しい製品であり、現行の法定耐用年数（9 年又は 10 年）を待たずして、早期（5 年ないし 6 年）に更改されているのが現状である。このため、事業者に過度な負担を負わせることのないよう、法定耐用年数を実態にあわせる必要がある。</p> <p>(2) クラウドコンピューティングサービスの競争力確保等に不可欠 政府は、「新成長戦略」、「新たな情報通信技術戦略」、「原ロビジョン II」等において、クラウドコンピューティングの促進、同サービスの競争力確保等をうたっている。ルーター及びスイッチは、クラウドコンピューティングの基盤を構成するものであり、これら機器・設備に対して、実態と大きく乖離した法定耐用年数が適用されることは、事業者による投資を躊躇させることになり、クラウドサービスの競争力を低下させることになる。このため、ルーター及びスイッチへの投資が促進されるよう、法定耐用年数の適正化が不可欠である。</p> <p>(3) 環境負荷軽減に貢献 ルーター及びスイッチは毎年数百万台出荷される等使用台数が非常に多く、その総消費電力も膨大。一方、技術革新も激しく、3 年で約 30% の省電力化が実現することもあり、性能向上も著しい。このため、法定耐用年数を短縮し早期の更改を促進することで、環境負荷軽減にも大きく貢献できる。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	ユビキタスネットワークの整備
		政策の達成目標	平成23年以降、すべてのルーター及びスイッチについて使用実態に応じた更改を促進させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年以降
		同上の期間中の達成目標	法定耐用年数の短縮により、ルーター及びスイッチのうち、全体の約3割に相当する長期間（7年間以上）使用されているものの更改を促進させる。
	政策目標の達成状況	ルーター及びスイッチのうち9年以上使用しているものは、全体の約14%に過ぎない。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	法定耐用年数を実態に即した年限に短縮することにより、減税によることなく、ルーター及びスイッチへの投資が促進され、クラウドコンピューティングの促進、同サービスの競争力確保等という政府方針の実現に資する。このことは、我が国の情報通信産業の国際競争力の強化に資することに加え、新たな高性能・低消費電力の通信機器・設備への早期更改による環境負荷軽減に大きく貢献することとなる。	

<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>なし</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>なし</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>なし</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>なし</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>なし</p>	